

大阪府理学療法学会 優秀演題賞規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪府理学療法学会登録・発表演題より大阪府理学療法学会優秀演題賞（優秀演題賞）を選考するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の趣旨)

第2条 大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下「当センター」という）は、理学療法の進歩、或いは大阪府民の医療及び保健、福祉の進歩に期するために大阪府理学療法学会優秀演題賞（以下「本賞」という）を設ける。

(対象)

第3条 本賞は、大阪府理学療法士会会員が筆頭演者である演題を対象として選考する。
2 対象は、理学療法士免許取得後10年以内の会員とする。

(褒賞)

第4条 当センターは、褒賞として、優秀演題賞の筆頭演者に賞状ならびに副賞を授与する。

(表彰の方法)

第5条 優秀演題賞の表彰は、次年度の大会中に、発表年度の大会長が賞状と副賞の授与をおこなう。

(基準)

第6条 本賞の対象となる演題は、発表内容に創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、理学療法への貢献性が認められ、他学会に未発表のものであり、かつヘルシンキ宣言の倫理コードに抵触しないものとする。

(審査)

第7条 審査は1次審査、2次審査の2段階で実施する。

1次審査

演題登録時の査読者による登録演題審査点数の上位1割程度の演題を選出する。尚、審査項目および審査基準は内規（別紙）に定める。

1 演題に対する査読者は3名とする。

査読者は日本理学療法士協会の認定理学療法士または専門理学療法士とする。

2次審査

査読者推薦演題に対し、座長および教育局担当理事が採点し、本賞受賞候補者を決定する。

座長は日本理学療法士協会の認定理学療法士または専門理学療法士とする。
学術大会準備委員会は採点結果を集約し、理事会に報告する。

理事会は採点結果をもとに受賞者を決定し、大会長に報告する。

(補則) この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規程は令和元年年4月1日から施行する。

本規程の変更は令和3年1月1日から施行する。

本規程の変更は令和3年7月1日から施行する。